

「警戒レベル1」における死亡野鳥調査実施の基本的な考え方

「警戒レベル1」では、以下の基準を基本として死亡野鳥の回収・検査を行います。

分類	回収・検査基準	鳥種
検査 優先種 1	死亡1羽から	○カモ目カモ科 ヒシクイ、マガン、シジュウカラガン、コクチョウ、コブハクチョウ、コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、ヒドリガモ、キンクロハジロ
		○カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ、カンムリカイツブリ
		○ツル目ツル科 マナヅル、ナベヅル
		○チドリ目カモメ科 ユリカモメ
検査 優先種 2	同一場所で 3羽以上死亡	○タカ目タカ科 オオタカ
		○ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ
		○カモ目カモ科 マガモ、オナガガモ、トモエガモ、ホシハジロ、スズガモ
		○ツル目クイナ科 オオバン
検査 優先種 3	同一場所で 5羽以上死亡	○タカ目タカ科 オジロワシ、オオワシ、ノスリ、クマタカ
		○フクロウ目フクロウ科 フクロウ
		○カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等（検査優先種1、2以外全種）
		○カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等（検査優先種1、2以外全種）
		○カツオドリ目ウ科 カワウ
		○ペリカン目サギ科 アオサギ
		○ツル目ツル科 タンチョウ等（検査優先種1、2以外全種）
		○チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等（検査優先種1、2以外全種）
		○タカ目ミサゴ科 ミサゴ
		○タカ目タカ科 トビ等（検査優先種1、2以外全種）
その他の種	同一場所で 5羽以上死亡	○フクロウ目フクロウ科 コミズク等（検査優先種1、2以外全種）
		○ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等（検査優先種1、2以外全種）
その他の種	同一場所で 5羽以上死亡	上記以外の鳥種すべて

※「検査優先種」とは、鳥インフルエンザウイルスの感染リスクを近縁種の感染例などから分類したものの。

※「同一場所」とは1羽目の発見場所から見渡せる程度の範囲を指す。